

中間評価に基づく審査品質管理の実施体制に関する改善案（特許）

中間評価に基づく審査品質管理の実施体制に関する改善点について、以下のとおり提案する。

1. 評価項目④ 審査実施体制に関するもの

- ・国際的に遜色のない体制・人員配置の確立。（竹本委員）
- ・審査官数の確保及び、その育成の充実。（田沼委員）
- ・USPTO、EPOと比較してJPO審査官一人当たりの審査の負担が大きい。ただし、審査官の増員に関しては、主に登録調査機関に先行技術調査を依頼するJPOと、前記調査業務を含み審査を審査官が行う、EPOとの審査実施体制の違いを考慮することが必要。（小原委員）

2. 評価項目⑤ 品質管理体制に関するもの

- ・国際的に遜色のない体制・人員配置の確立。（竹本委員）
- ・品質管理を含めた体制を整備するための審査官数の確保。（浅見委員）
- ・適時適切な品質監査を行うことが可能なシステムの整備。（田沼委員）
- ・外国庁を参考にした、品質管理体制のより一層の改善・強化。（中村委員）
- ・審査官の分野の配置換えがあった場合などにおける、配置換え対象審査官に対する監査比率を上げる等の工夫の実施。（小原委員）

3. 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- ・国外文献（特にアジア等）のサーチを十分に図るための組織的な対応。（飯村委員）
- ・異議申立の結果を利用したサーチの改善のための手法の検討。（浅見委員）
- ・形式的瑕疵の発生を低減するための支援ツールの継続的改善と提供。（田沼委員）
- ・外国特許文献サーチのためのノウハウの更なる蓄積・共有、及び国内特許文献の再整備を通じた検索インデックスの充実。（田沼委員）
- ・審判からのフィードバックに対する仕組みの明確化。（長澤委員）

4. 評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

- ・判断のばらつきを低減させるための協議及び品質監査の更なる拡大。（浅見委員、田沼委員）
- ・サーチの適切性に関する品質管理手法の改善。（浅見委員）
- ・品質管理室で行うサンプルチェック件数の増加。（長澤委員）

- ・ユーザーや代理人などの外部と意見交換や意見聴取の機会の拡充。(中村委員)

5. 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・今年度のユーザー評価調査では、ユーザー評価の変化を把握しやすくなった一方で、例えば本年度に審査の運用が変わったプロダクト・バイ・プロセスクレームの拒絶理由に関するユーザーの評価がそれ以外の拒絶理由の品質の評価に含まれていることにより、ユーザーの満足／不満の所在が明確化されないことが生じ得る。ユーザーの意識の実情をより分析し易い質問による調査が必要。(小原委員)
- ・分析・課題抽出における評価基準の「総合的な視点」の具体的定義の明確化。(竹本委員)

6. 評価項目⑨ 評価項目①～⑤の改善状況に関するもの

- ・最低限、各改善活動が結果として狙っているものを明確にし、それが達成されているかどうかを評価することが必要。PDCAは、(P)結果に対する目標を設定し、その達成のためのプロセスを定め、(D)定めたプロセス通り実施し、(C)結果が目標を達成したかどうかを確認し、達成していない場合は原因となったプロセスの悪さを解析し、(A)プロセスを改善することであるから、プロセスを変えるだけでは、PDCAを回していることにはならない。(中條委員)
- ・全体的な考え方は理解でき、課題の把握はされていると思うが、PDCAサイクルのCAに関する記載が不明確。(相澤委員長)

7. 評価項目⑩ 評価項目⑥～⑧の改善状況に関するもの

- ・上記⑨に対する改善提言と同じ。(相澤委員長、中條委員)

8. 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・現在の情報発信の効果の検証結果を踏まえた改善。(中村委員)

中間評価に基づく審査品質管理の実施体制に関する改善案（意匠）

中間評価に基づく審査品質管理の実施体制に関する改善点について、以下のとおり提案する。

1. 評価項目④ 審査実施体制に関するもの

- ・国際的に遜色のない体制・人員配置の確立。（竹本委員）
- ・審査官数の確保及びその育成の充実。（小原委員、田沼委員、長澤委員）

2. 評価項目⑤ 品質管理体制に関するもの

- ・国際的に遜色のない体制・人員配置の確立。（竹本委員）
- ・品質管理を含めた体制整備のための審査官数の確保。（浅見委員）
- ・品質関連施策の企画・立案を客観的かつ一元的に行う部署の設置の検討（長澤委員）
- ・兼任の品質管理官の専任化。（長澤委員）
- ・品質監査の本格的な実施に向けた体制及び必要なシステム開発の整備。（浅見委員、長澤委員、田沼委員）
- ・品質管理体制について、特許庁全体の協力が理解されるが、全体的な取組による更なる改善を期待。（相澤委員長）

3. 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- ・産業動向の変化やユーザーニーズを踏まえた意匠審査基準の見直し。（長澤委員）

4. 評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

- ・国際意匠登録出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組の充実。（浅見委員、田沼委員、長澤委員、中村委員）
- ・国際意匠登録出願における協議等から収集した情報の分析、チェック項目の抽出。（小原委員）
- ・よりの確にユーザーの意見を聴取するための、ユーザー評価調査実施手法の見直し。（田沼委員）
- ・ユーザーや代理人などの外部と意見交換や意見聴取の機会の拡充。（中村委員）

5. 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・分析・課題抽出における評価基準の「総合的な視点」の具体的定義の明確化。（竹本委員）

- ・課題の把握が明確とはいえず、PDCAサイクルのCAに関する記載が不明確。(相澤委員長)

6. 評価項目⑨ ①～⑤の改善状況に関するもの

- ・最低限、各改善活動が結果として狙っているものを明確にし、それが達成されているかどうかを評価することが必要。PDCAは、(P)結果に対する目標を設定し、その達成のためのプロセスを定め、(D)定めたプロセス通り実施し、(C)結果が目標を達成したかどうかを確認し、達成していない場合は原因となったプロセスの悪さを解析し、(A)プロセスを改善することであるからプロセスを変えるだけでは、PDCAを回していることにはならない。(中條委員)

7. 評価項目⑩ ⑥～⑧の改善状況に関するもの

- ・上記⑨に対する改善提言と同じ。(中條委員)

8. 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・国内及び国外への情報発信が引き続き必要。(飯村委員)
- ・情報発信については、国外との継続的な協力関係が必要。(竹本委員)
- ・現在の情報発信の効果の検証結果を踏まえた改善。(中村委員)
- ・JPOの品質管理の取組の国際的な情報発信と、外国庁の品質管理に関する取組のさらなる情報収集と分析。(浅見委員、小原委員、田沼委員、長澤委員)

中間評価に基づく審査品質管理の実施体制に関する改善案（商標）

中間評価に基づく審査品質管理の実施体制に関する改善点について、以下のとおり提案する。

1. 評価項目④ 審査実施体制に関するもの

- ・国際的に遜色のない体制・人員配置の確立。（竹本委員）
- ・審査官数の確保及びその育成の充実。（小原委員、田沼委員、長澤委員）
- ・新しいタイプの商標審査が適切に行われるための体制の整備。（浅見委員）
- ・国外のビジネス活動の変化、インターネット環境の変化に対して、十分に対応できる審査体制の構築。（飯村委員）

2. 評価項目⑤ 品質管理体制に関するもの

- ・国際的に遜色のない体制・人員配置の確立。（竹本委員）
- ・品質監査の本格的な実施に向けた体制の整備。（浅見委員）
- ・品質関連施策の企画・立案を客観的かつ一元的に行う部署の整備。（浅見委員、田沼委員、長澤委員）

3. 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- ・産業動向の変化やユーザーニーズを踏まえた商標審査基準の見直し。（浅見委員、田沼委員、長澤委員）

4. 評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

- ・よりの確にユーザーの意見を聴取するための、ユーザー評価調査実施及び分析手法の見直し。（田沼委員）
- ・ユーザーや代理人などの外部と意見交換及び意見聴取の機会の拡充及びそれらの結果の審査基準等への反映。（中村委員）
- ・品質監査の本格的な実施に向けた体制及び必要なシステム開発の整備。（田沼委員、長澤委員）

5. 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・本年度に収集した情報の分析及び課題の抽出に基づく、品質管理の取組の改善。（小原委員）
- ・分析・課題抽出における評価基準の「総合的な視点」の具体的定義の明確化。（竹本委員）
- ・課題の把握が十分とはいえず、PDCAサイクルのCAに関する記載が不明

確。(相澤委員長)

6. 評価項目⑨ 評価項目①～⑤の改善状況に関するもの

- ・最低限、各改善活動が結果として狙っているものを明確にし、それが達成されているかどうかを評価することが必要。PDCAは、(P)結果に対する目標を設定し、その達成のためのプロセスを定め、(D)定めたプロセス通り実施し、(C)結果が目標を達成したかどうかを確認し、達成していない場合は原因となったプロセスの悪さを解析し、(A)プロセスを改善することであるから。プロセスを変えるだけでは、PDCAを回していることにはならない。(中條委員)

7. 評価項目⑩ 評価項目⑥～⑧の改善状況に関するもの

- ・上記⑨に対する改善提言と同じ。(中條委員)

8. 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・JPOの品質管理の取組の国際的な情報発信の継続と対象国の拡大。(長澤委員)
- ・現在の情報発信の効果の検証結果を踏まえた改善。(中村委員)